

## 広告媒体への広告掲載基準

制定 平成17年12月20日

施行 平成25年 5月24日

柏市広告物掲載取扱要領第3項第2号に規定する掲載基準の詳細は次のとおりです。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの
  - ア 第2条に規定するキャバレーやナイトクラブ，ダンスホール，低照度飲食店，区画席飲食店，まあじゃん屋，ぱちんこ屋，ゲームセンターなどの風俗営業や性風俗関連特殊営業などに関するもの。
- (2) 政治活動，宗教活動，意見広告及び個人宣伝のみに係るもの。
  - ア 特定の政治活動や思想団体などを擁護し，中立の立場を欠くと判断されるもの。
  - イ 選挙の事前運動にあたり，売名行為と判断されるもの。
  - ウ 宗教の催事案内，教祖の写真や教義など，布教宣伝活動にあたると判断されるもの。
  - エ それぞれの主義や主張を訴え，賛否や意見を募り，理解や支持を求めようとするもの。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
  - ア 法令に違反しているもの。
  - イ 広告の責任の所在や実態，内容が不明瞭なもの。
  - ウ 虚偽や誇大な表現により誤解を与えたり，利用者に不利益をもたらすもの。
  - エ 他人の肖像，談話，著作物などを無断で使用しているもの。
  - オ 青少年の健全な育成を妨げるもの。
  - カ 犯罪や暴力を肯定，助長，美化し，社会秩序を乱すもの。
  - キ 誹謗中傷や名誉毀損，プライバシーの侵害になるもの。
  - ク 性表現やセクシャルハラスメントにあたるもの。

- (4) 柏市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに定められている暴力団，暴力団員並びに暴力団員等
- ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
  - イ 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
  - ウ 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) その他掲載することが不相当と市長が認めるもの。